

# なぜ今このタイミングで特許庁が「除くクレーム」に関する留意点を公表したのか

Perplexity

特許庁が2025年4月3日に「除くクレーム」に関する審査留意点を改めて公表した背景には、近年の審判事例や実務課題が複合的に影響していると考えられます。主な要因として以下の点が推測されます：

## 1. 判例の蓄積と解釈の統一必要性

近年の知財高裁判決（例：ソルダーレジスト大合議判決<sup>[1][2]</sup>）で、「除くクレーム」の新規事項追加判断基準が示され、特許庁の審査実務との整合性調整が必要になったことが挙げられます。特に「新たな技術的事項を導入しない限り許容される」という司法判断と、審査現場での運用に乖離が生じていた可能性があります<sup>[3][4]</sup>。

## 2. 明確性要件違反の増加傾向

検索結果<sup>[5][2]</sup>が指摘するように、他文献の用語を転用する「外在型除外」が増加し、クレーム解釈の曖昧性が問題化。2024年の審査事例で明確性違反通知が増加した状況を受け、出願人向け予防策としてのガイドライン提示が必要と判断されたものと推測されます。

## 3. AI関連特許の審査対応

生成AI技術の急発展に伴い、従来技術との境界が曖昧な出願が増加。特に「除くクレーム」形式で既存技術範囲を除外する戦略が多用される中、進歩性判断の基準明確化が急務となった可能性があります<sup>[6][1]</sup>。

## 4. 国際調和の推進

USPTOやEPOとの審査基準統一に向けた動きが加速する中、日本独自の「除くクレーム」解釈を国際基準に合わせる必要が生じたと考えられます。特に新規事項追加の判断基準をより厳格化する方向性が見受けられます<sup>[3][4]</sup>。

## 5. 審査効率化の要請

補正内容の説明不足に起因する審査の往復時間が課題化。今回の通知では「意見書での根拠提示」を

明確に義務付けることで、審査官と出願人の認識齟齬を予防し、処理速度向上を図ったと解釈できません<sup>[6][1]</sup>。

これらの背景から、特許庁が技術革新の加速と国際整合性確保の両面から、審査基準の透明性向上と実務的なガイドライン提供を急いだものと推測されます。特にAI分野など新興技術領域での特許戦略濫用を未然に防ぐ意図が読み取れます<sup>[7][5]</sup>。

\*

\*\*

1. [https://jpaa-patent.info/patents\\_files\\_old/201010/jpaapatent201010\\_068-076.pdf](https://jpaa-patent.info/patents_files_old/201010/jpaapatent201010_068-076.pdf)
2. [https://note.com/masakazu\\_1975/n/n71dfb6cc7483](https://note.com/masakazu_1975/n/n71dfb6cc7483)
3. [https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/ki\\_jun\\_wg/document/seisakubukai-05-s\\_hiryuu/sankou01.pdf](https://www.jpo.go.jp/resources/shingikai/sangyo-kouzou/shousai/ki_jun_wg/document/seisakubukai-05-s_hiryuu/sankou01.pdf)
4. [https://nsipat.com/blog\\_inner/「除くクレーム」の是非/](https://nsipat.com/blog_inner/「除くクレーム」の是非/)
5. [https://note.com/masakazu\\_1975/n/n709c1d94b620](https://note.com/masakazu_1975/n/n709c1d94b620)
6. <https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/nozoku.html>
7. <https://ipnosusume.com/r4gk10030/>